

東海第二発電所  
火災による損傷防止  
(安全機能を有する機器等の抽出について)

平成30年3月22日  
日本原子力発電株式会社

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

## 安全機能を有する構築物、系統及び機器の抽出について

- 指摘事項(1): 審査基準2. 基本事項「②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」は主蒸気隔離弁(MSIV)の外から、主蒸気止め弁(MSV)の範囲とする根拠はなにか。どこまでなのか明らかにすること。  
(2): PS2の範囲はMSIVからMSVまでとする理由はなにか。

●回 答 : JEAG4612-2010「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」に基づいた範囲とする。(参考資料)

- 指摘事項(3): 火災区域を設定する以上、発生防止の観点より難燃ケーブルを使用する必要がある。  
JEAG4611-2009は審査指針でも引用しておらず、エンドースされていないので根拠とはならないと考えるが。

●回 答 : JEAG4612-2010及びJEAG4611-2009は、実際に事業者側が設計するにあたって必要となる装置単位の重要度や各重要度クラスに応じた設計要求を明確化することを目的に「重要度分類審査指針」をより具体化、詳細化したものであり、従来から事業者が活用している指針である。  
本JEAGについては、先行プラントである柏崎のまとめ資料8条-別添1-資料9「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」の抽出においても活用している。

- 指摘事項(4): 航空機落下のタービン建屋配管系統図まとめ資料6条(外火)添付7 第1図、第2図では、MSIVからMSVまでの配管系統以上タービンまでの配管等が安全上重要な系統及び機器の配置となっている。上記(1)、(2)の質問に関係して整合をとること。


●回 答 : 6条(外部火災)航空機落下 第1図、第2図の主蒸気系については、JEAG4612-2010の主蒸気系の範囲に加えて、タービン建屋に設置される蒸気配管についても示している。(6条(外部火災)航空機落下の評価は、建屋ごとに実施するため、幅広く図示している。)

電気技術指針

原子力編

安全機能を有する電気・機械装置の  
重要度分類指針

JEAG 4612-2010

 社団法人 日本電気協会

原子力規格委員会

[解 説]



